

超法規的「国家戦略特区」の拙速な実施に反対する意見書

安倍首相は昨年末の臨時国会で「国家戦略特別区域法」（以下、「特区法」という。）を成立させ、本年2月25日、政府は、「国家戦略特別区域」（以下、「国家戦略特区」という。）における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るための基本的な方針として、国家戦略特別区域基本方針（以下、「基本方針」という。）を閣議決定した。

基本方針による、内閣総理大臣を議長とする国家戦略特別区域諮問会議（以下、「諮問会議」という。）は規制緩和の内容から国家戦略特区の指定に至るまで、強力な権限を持っているにもかかわらず、厚生労働大臣、農林水産大臣は外されている。

諮問会議は、3月下旬に首都圏と近畿圏などを国家戦略特区に指定し、2014年度中にスタートさせるとしている。特に労働の規制緩和については、厚生労働省の異議に対して安倍首相は、「雇用は特区になじまないとする、およそ特区は成立しない」とねじ伏せ、超法規的に強行しようとしている。

特区法には、「有期雇用の特例」も明記され、「ずっと期間限定で雇う」ことを可能にする。解雇ルールを個々の労働者と雇用契約時に決める。一定の要件を満たす労働者には割り増し賃金を払わなくてよいとするなど問題点が内在している。

指定された国家戦略特区には、担当相と自治体の長、事業者で国家戦略特別区域会議（以下、「区域会議」という。）を設置することになっており、区域会議で何でも決めることが可能となっている。首都圏と近畿圏が「規制緩和」されただけでも、労働者の多数の労働条件が切り下げられ、競争上不利になると他地域の企業もこぞって特区指定を求める。政府が「特区を超えた波及効果」を明言していることから特区特例は瞬く間に日本標準にされることは必至である。

超法規的な国家戦略特区の制定は、「賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。」とした日本国憲法第27条第2項に反し、地方議会も無視することになる。国家戦略特区の実施は、雇用破壊と生活破壊に苦しむ人々に対して、追い打ちをかけ、壊滅的な打撃を加えることになる。

よって、本市議会は、政府に対し、超法規的「国家戦略特区」の拙速な実施に反対することを強く求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年3月28日

三鷹市議会議長 伊藤俊明